

## マイナンバーの収集について

平成28年11月より、当組合では番号法に規定する「個人番号利用事務実施者」として被保険者皆様のマイナンバーを収集させていただくこととなりました。

マイナンバーの収集方法については住基ネットによる一括収集を予定しております。平成28年10月にも組合員様宛てにリーフレットの送付を予定しておりますのであわせてご確認ください。

皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



### 住基ネットによるマイナンバーの収集について

平成29年1月から6月に国が実施する情報提供ネットワークシステム（番号法 第2条）による情報連携テストに向けた準備のため、平成28年11月に収集を実施します。

#### 取得方法

当組合に平成28年10月31日時点で「資格あり」の被保険者のマイナンバーを住基ネットから自動取得します。

※住基ネットとは、住民基本台帳をネットワーク化したものであり、全国共通の本人確認ができるシステムのこと。

※エラー等によりマイナンバーが自動取得できなかった方については、別途通知のうえ紙媒体での収集を予定。

※平成28年11月1日以降の加入者については平成28年10月送付予定の新しい加入申請書によるマイナンバーの収集を予定。

#### 法的根拠

- ① 番号法 第14条（提供の要求）
- ② 住民基本台帳法 第30条の9（国の機関等への本人確認の提供）



### マイナンバーの利用目的と利用方法について

#### 利用目的

当組合では、収集したマイナンバーを番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」に基づいて被保険者資格の適用、保険給付業務でのみ利用します。

#### 利用方法

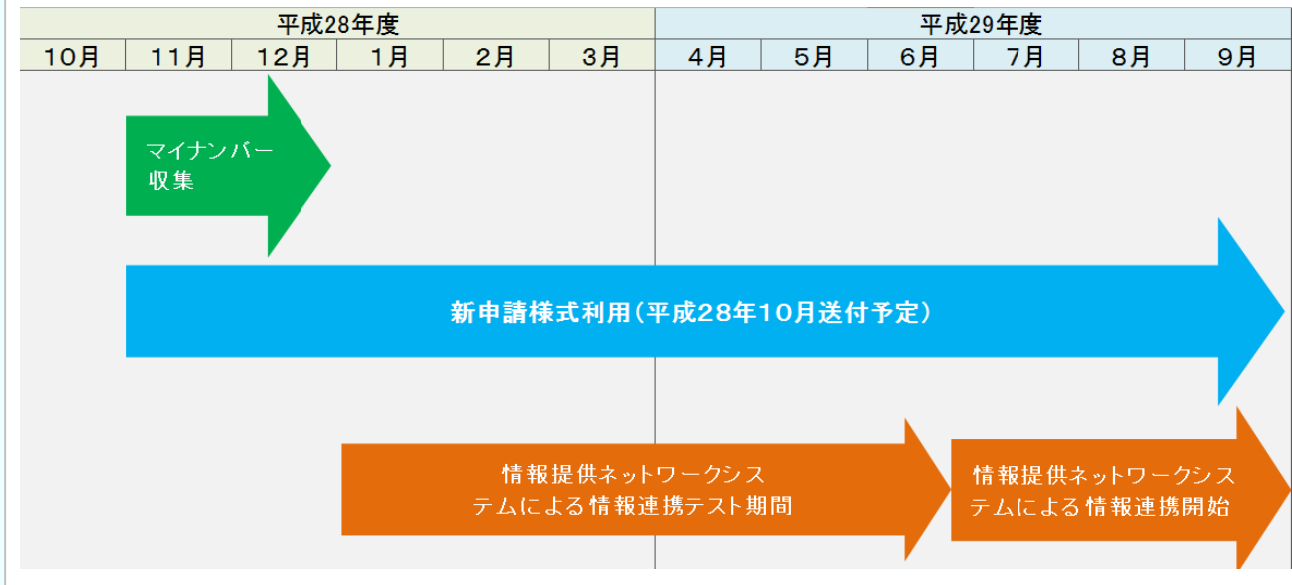
情報提供ネットワークシステム（番号法 第2条）による情報連携テスト完了後、平成29年7月以降に以下の申請について利用します。

- ① 加入時や住所変更等の際の住民票情報の照会。
- ② 高齢受給者証の発効や更新、高額療養費、限度額認定証発行の際の所得情報の照会。



## 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては下記のと通りの予定となっています。



## 特定個人情報（個人情報＋マイナンバー）は 安心・安全な仕組みで保護します。

特定個人情報は、次のように安心・安全な仕組みで保護されます。

### システム面

- ① 特定個人情報の法律上で定められている目的以外での利用と収集は行いません。
- ② 国が設置する第三者委員会「特定個人情報保護委員会」に監視・監督を受けます。
- ③ 今後ご自身で情報提供記録がどのように行われているかを確認できるようになります。  
(マイナ・ポータル利用)

### 制度面

- ① マイナンバーでひも付けられる個人情報は、各機関（税務署や市区町村等）でそれぞれ別々に保有することで情報漏えいのリスクを軽減させます。
- ② マイナンバーを利用して各機関へ情報照会を行う際の通信も外部からの侵入を防ぐ対策（通信の暗号化等）を行います。
- ③ 組合内でも特定個人情報を取り扱える職員を限定し、情報漏えいの防止に努めます。

●●● マイナンバー制度の概要についてのお問合せ先 ●●●

マイナンバー社会保障・税番号制度：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●●● マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 ●●●

組合のマイナンバー制度への対応は、順次国保だよりや Web サイト等で広報しています。ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

関東信越税理士国民健康保険組合 事務局

TEL：048-631-2211  
担当：資格係・給付係



マイナンバー